

大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更について

令和元年 10 月 1 日付け令 01 原機（大安）025 をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更認可申請書について補正することを検討している。予定している補正の内容及び理由は以下のとおりである。

1. 補正の内容

第 5 編別表第 24（原子炉停止中の本体施設等の巡視及び点検）について、「倒壊した冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検を行う。」を「二次冷却システムの冷却塔については、倒壊した冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検を行う。」に変更する。

2. 補正の理由

二次冷却システムの冷却塔倒壊に伴う、冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検の対象が二次冷却システムの冷却塔であることを明確にするため。

以 上